

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立富士宮北高等学校

第1章 基本的な事項

「いじめをなくしたい。」これは、生徒、保護者、教職員、地域の方々等、本校に関わる全ての人の願いです。いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有して、いじめの問題克服に向けて連携、協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯型情報端末（携帯電話、スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、**表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要**です。また、いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、当該生徒や周りの状況等を客観的に確認することが必要です。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒がいじめる側、いじめられる側どちらの立場も経験する場合があります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体

に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、規律が守られていなかったり、問題を隠そうとする雰囲気があったり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいる、など「傍観者」の存在にも注意を払い、**集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要**です。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。いじめの未然防止には、いじめを生まない人間関係をつくり上げていくことが求められます。学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、健やかでたくましい精神を持たせていくことが重要です。

第2章 組織の設置

1 設置の目的

校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置きます。

2 名称及び構成員

当該組織の名称は、「いじめ防止対策委員会」とし、構成員は以下のとおりとします。

いじめ防止対策委員会の構成員

校長、副校長、教頭、生徒課長、保健課長、保健課（教育相談担当1名）、各学年主任、養護教諭

※いじめ事案ごとに、関係職員を委員として加えることができる。

※必要に応じて外部専門家の参加について認める。

3 役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担います。

いじめ防止対策委員会の役割

- ・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案のための定期的な打ち合わせ
- ・いじめ事案発生時に緊急会議を開いて、対応を協議するなど組織的にいじめ問題に取り組むための中核的な役割
- ・生徒及び保護者に対して、組織の活動を認識させる
- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知する。

第3章 いじめの未然防止

【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

I 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組みます。

○ 道徳教育等の推進

- ・学校の教育活動全般をとおして、すべての生徒に対していじめは決して許されないことと理解を促す。(特に、入学時における初期指導で強調する。)
- ・朝読書を充実させ、情緒や感性など豊かな心を育む教育を推進する。

○ 子どもの自主的活動の場の設定

- ・各教科の授業やLHR、総合的な探究の時間等の学習活動をとおして、自分自身と他者双方の考えや意見を尊重し認め合うことの大切さを学ぶ。また、よりよい人間関係を構築することができる能力を育む

○ 保護者・地域との連携

- ・生徒会を中心にPTAなどの協力を仰ぎ、「ゼロの日」を活性化させ、あいさつを基盤とするコミュニケーション能力の育成を図る。

○ 配慮が必要な生徒への対応

- ・特に配慮が必要と思われる生徒については、学年や教科及び部活動顧問等と連絡を密にし、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導が行えるように努める。

○ 教職員の資質向上

- ・校内研修会などをとおして、教職員のカウンセリング力の向上を図る。
- ・授業参観週間、生徒による授業アンケートを積極的に活用して、授業改善を行い、主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりに取り組む。

○ 学校評価による取組の改善

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第4章 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、生徒の異常に気付いたら的確に関わりを持ち、対処することが必要です。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。合わせて以下の対応によりいじめの実態把握に取り組みます。

第23条

第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

○いじめの情報共有の体制整備

- ・教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を怠ることのないようにします。

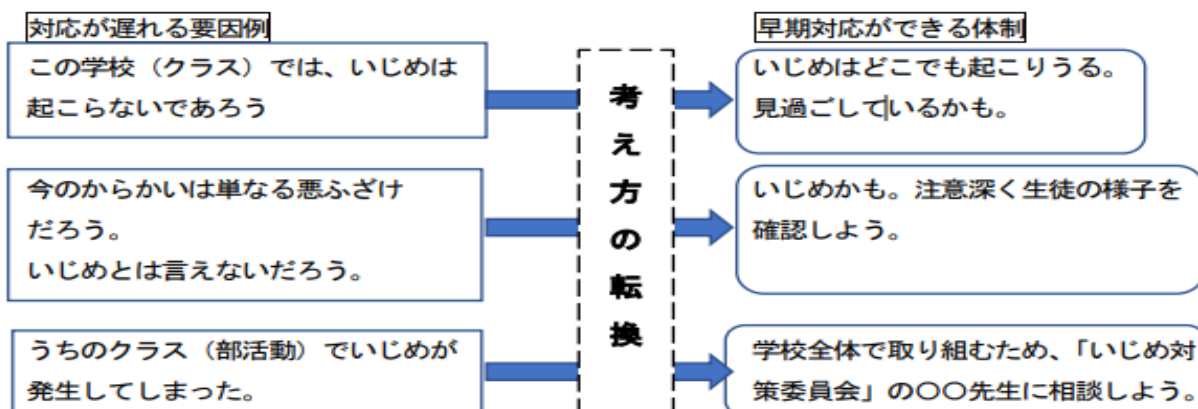
○生徒の実態把握

- ・生徒へのいじめアンケートを年2回（9月と1月）実施します。アンケートを集計し、必要に応じて面談を行います。面談結果を元に対処を検討し、「見守り」、「カウンセリング」等の対策を実施します。また、面接週間を年3回設定し、その中でいじめの実態把握に取り組みます。

○相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめをうけた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

※いじめ問題に迅速に対応するために（県教育委員会「いじめの重大事態マニュアル」より）



第5章 学校のいじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対処

(1) 事実確認

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、生徒課長を通して、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有します。共有する内容は、

- ① 被害者、加害者、関係者（誰が誰に、関係している人物は）
- ② 時間と場所（いつ、どこで）
- ③ 内容（具体的にどのようないじめか）
- ④ 背景と要因（いじめのきっかけは）
- ⑤ 期間（いつ頃から、どのくらい）

等、実態把握に必要な事項を適切に判断して得た内容を共有します。疑いが生じた段階で、客観的で正確な記録を残しておきます。

(2) その後の対応

生徒課及び当該学年が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめ対策委員会において適切に判断します。いじめが確認された場合には、設置者（県教育委員会）に報告します。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意します。また、生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を厳守することを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図ります。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部専門家の協力を得ます。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。

(4)いじめた生徒又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。いじめた生徒への指導にあたっては、当該生徒が抱える問題などのいじめの背景にも配慮しつつ、また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家にも協力を求めながら、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させるよう毅然とした指導を行います。さらに、教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめた生徒に懲戒を加えることもあります。

(5)関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合には、警察、児童相談所、医療機関、人権啓発センターや法務局など関係諸機関と速やかに連携しながら対処します。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察に相談し、連携して対応します。

また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

(6)関係する学級（学年、部活動）への指導・支援

いじめが起きた集団やいじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。年間計画に位置づけられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時のHR活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。

(7)いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

重大事態とは、以下のような場合を示す。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

重大事態である場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金銭を奪い取られた場合等

- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 教育委員会への報告

いじめに関する事案が重大事態である、と校長が判断したときには、静岡県教育委員会に事態発生について速やかに報告します。

3 重大事態への調査

重大事態への調査は、重大事態に至る要因となったとなったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが重要です。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきです。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校として事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

(1) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

(2) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

4 被害生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をします。学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

5 校内的な対応

いじめの内容については、教職員に概要等を説明し、学校としての問題への対応について周知徹底させます。また、必要に応じて生徒集会あるいは保護者会を開き、いじめ問題についての学校としての対応等の説明を行わなければなりません。いじめ問題の、生徒への影響が危惧される場合は、C R T※への派遣要請も視野に入れて対処します。

※C R T (Crisis Response Team)・・・静岡県こころの緊急支援チーム

学校管理下において大きな事件・事故や災害が起きたときに、現場に赴いて、心のケアを支援する専門家チーム

6 報道機関への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

附則

この規程は、平成26年4月23日から施行する。

令和5年9月1日から施行する。